

確定申告・住民税申告が必要な皆さんにお知らせ

申告相談が始まります

平成20年分の申告相談は、2月10日から3月16日まで行われます。確定申告が必要ない人でも、市・県民税や国民健康保険税の税額を決めるために市への申告が必要な場合があります。別途配布する申告相談の手引きをよく読み、期限までに申告を済ませていただくようお願いします。今回の申告に関係する市・県民税の改正点と合わせ、申告相談のポイントをお知らせします。

問い合わせ＝本庁
市民税課市民税係
(内線344)

申告相談の注意点

申告相談は2月10日図から3月16日図までです。今回から昨年4月の市の組織機構改革を踏まえ、申告相談を円滑に実施するため、5自治区を巡回する方式で開催します。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします。

日程など詳しくは、別途配布する「平成21年度(平成20年分)市・県民税、国民健康保険税申告の手引き」をご覧ください。

申告相談では、相談者の待ち時間を短縮するため、事業所得(営業、農業)や不動産所得に関する収入と経費、医療費控除について、必ず領収書などを集計した上で相談会場にお越しください。集計が済んでいない場合は受け付けできません。



申告に必要なものは次のとおりです。

- ① 事前に送付された人は、市・県民税申告書か所得税確定申告書
- ② 印鑑(認め印)
- ③ 給与・公的年金などの源泉徴収票や支払調書
- ④ 事業所得(営業、農業)、不動産所得がある人は、決算資料(収入・経費の確認ができるもの)や収支内訳書
- ⑤ 医療費控除を受ける人は、20年中に支払った医療費の領収書(必ず、支払った医療費の合計額などをまとめた明細書を持参してください)
- ⑥ 生命保険料・地震保険料・国民年金保険料・健康保険料などの控除(払込)証明書か領収書(持参しないと控除を受けられない場合があります)

特別な控除について

- 「雑損控除などを受ける人」
岩手・宮城内陸地震などの被害を受け、確定申告や住民税申告の際に雑損控除などを受ける人は、次の書類が必要です。
- ① 被害を受けた資産の明細が分かるもの(資産内容、取得時期、取得価額等)
 - ② 災害関連支出(被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用等)の金額の明細が分かるものと、その領収書(領収書のみは不可)
 - ③ 被害によって受け取る保険金、損害保険金、災害見舞金等の金額が分かるもの
 - ④ 「り災証明書」または「被災証明書」(2部可)

「住民税から住宅ローン控除を受ける人」

住宅借入金等特別控除を受けている人(平成11年1月1日から18年12月31日までに入居した人)を対象に、税源移譲により減少した所得税から引ききれなかった控除を、住民税の所得割分から控除する措置が設けられています。申請する人は、3月16日までに、申請する年の1月1日現在で住んでいる市区町村に「住宅借入金等特別控除申告書」(3枚複写)を提出してください。

「減価償却費の残存価額の廃止」

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、これまでの申告で必要経費として計上した金額の合計が、償却可能限度額(取得価額の95%)まで達している場合には、その達した年分の翌年分以後から、残存価額(未償却残高)を5年間で均等に償却し、1円まで償却することとされました。

市・県民税の改正点

【寄附金控除の大幅な見直し】
個人住民税の寄附金控除は、従来の所得控除(所得から差し引く)方式から、税額控除(税額から差し引く)方式に変わります。控除対象となる額も引き上げられました。

地方公共団体や、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字支部に対する寄附金に加え、都道府県や市町村が条例により指定した寄附金が新たに控除の

郵送による住民税申告を

申告会場は大変込み合います！

市は、市・県民税、国民健康保険税申告の自書による郵送申告を勧めています。申告書に住所・氏名をはじめ、必要事項の記入漏れがないことを確認して押印の上、控除証明書など必要書類を同封し、指定の返信用封筒で郵送(切手不要)してください。申告書の書き方は別途配布する「市・県民税、国民健康保険税申告の手引き」をご覧ください。

郵送申告分は、記入された内容について、後日市から電話などで確認する場合があります。あらかじめご了承ください。

郵送提出までの流れ			✓
収入・経費の確認	事業(営業、農業)所得、不動産所得のある人…収入と経費の明細が分かるもの		
	給与所得のある人…源泉徴収票		
	年金所得のある人…源泉徴収票		
控除の確認	社会保険料控除…支払額証明書		
	生命保険料控除…支払額証明書		
	地震保険料控除…支払額証明書		
住所・氏名欄記入	現住所の記入(1月1日現在と同じ場合は「同上」で可)		
	氏名・生年月日の記入		
	押印		
	電話番号・性別・職業の記入		

各種

確定

申告書

作成会

内容	開催日時	場所	対象者
税理士による還付等申告書作成指導	2月7日図 10:00~15:30	メイプル本館(水沢区横町)地下1階多目的ホール	年金所得者、給与所得者で、医療費控除などを受ける人 ■問い合わせ＝市内の税理士事務所
	2月8日図 10:00~15:30		

■確定申告に関する問い合わせ＝水沢税務署個人課税第一部門(☎5111→音声案内に従い「0」を選択してください。電話相談センターが対応します。(同センターでは東北税理士会員税理士も従事しています))

内容	開催日時	場所	対象者
年金所得者・給与等の還付者確定申告書作成会	1月26日図 9:00~16:00	江刺総合支所1階多目的ホール	年金所得者 給与所得の還付対象者のうち、中途退職した人・年末調整が終わっていない人・医療費控除を受ける人 ※作成した申告書はその場で提出できます。 ■問い合わせ＝水沢税務署個人課税第一部門
	1月27日図 9:00~15:30		

※市の申告相談は大変混雑が予想されます。上記作成会の対象となる人は、ぜひこの機会をご活用ください。また水沢税務署では、1月29日図から税務署会議室に申告書作成会場を開設します。会場にはパソコンを設置していますので、こちらでもご利用ください。